

<2010—2011年度>

第2回

キャビネット会議 資料集 【 1 】



2010年11月8日（月）

新宿京王プラザホテル 南館4階「扇」

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区

収 支 予 算 案

2010年7月1日～2011年6月30日

ライオンズクラブ国際協会330-A地区

(単位:円)

勘定科目	概算予算案	予算案	前年度予算額	増 減
I.事業活動収支の部				
1.事業活動収入				
①地区会費	32,976,000	32,976,000	34,763,520	△ 1,787,520
正会員	27,072,000	27,072,000	28,592,640	△ 1,520,640
家族会員	1,152,000	1,152,000	1,370,880	△ 218,880
クラブ割	4,752,000	4,752,000	4,800,000	△ 48,000
②地区特別運営費	11,760,000	11,760,000	12,484,800	△ 724,800
正会員	11,280,000	11,280,000	11,913,600	△ 633,600
家族会員	480,000	480,000	571,200	△ 91,200
③交付金	500,000	500,000	500,000	0
国際本部交付金	500,000	500,000	500,000	0
④諸収入	10,538,000	10,540,000	6,965,000	3,575,000
各種登録料	9,520,000	9,520,000	6,950,000	2,570,000
他会計振替額	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000
預金利子	8,000	★ 10,000	10,000	0
雑収入	10,000	10,000	5,000	5,000
事業活動収入計	55,774,000	55,776,000	54,713,320	1,062,680
2.事業活動支出				
①ガバナー運営費	6,700,000	6,700,000	7,600,000	△ 900,000
ガバナー費	1,700,000	★ 1,200,000	2,100,000	△ 900,000
贈呈費	3,000,000	★ 3,500,000	4,000,000	△ 500,000
弔意表敬費	100,000	100,000	100,000	0
複合地区等関係費	100,000	100,000	100,000	0
国際協会関係費	1,600,000	1,600,000	1,100,000	500,000
OSEALFORUM関係費	200,000	200,000	200,000	0
②会議等運営費	18,000,000	★ 18,200,000	15,000,000	3,200,000
キャビネット会議費	10,000,000	10,000,000	7,000,000	3,000,000
委員会活動費	1,000,000	1,000,000	2,600,000	△ 1,600,000
PR情報活動費	6,000,000	6,000,000	3,000,000	3,000,000
IT・HP関係費	1,000,000	★ 1,200,000	2,400,000	△ 1,200,000
会計処理調査費	0	0	0	0
③事務局管理費	30,380,000	★ 30,560,000	28,715,000	1,845,000
事務局員給与	15,000,000	★ 15,500,000	12,000,000	3,500,000
法定福利費	2,120,000	★ 2,200,000	1,400,000	800,000
福利厚生費	100,000	100,000	95,000	5,000
交通費	600,000	600,000	500,000	100,000
通信費	800,000	★ 700,000	750,000	△ 50,000
印刷費	3,000,000	3,000,000	3,600,000	△ 600,000
事務消耗品費	600,000	★ 500,000	800,000	△ 300,000
備品購入費	200,000	200,000	1,200,000	△ 1,000,000
運賃・発送費	1,000,000	★ 800,000	1,200,000	△ 400,000
支払手数料	0	★ 100,000	0	100,000
OA機器費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	0
家賃	4,800,000	4,800,000	4,800,000	0
営繕・清掃費	160,000	160,000	160,000	0
水道光熱費	600,000	600,000	600,000	0
雑費	200,000	★ 100,000	410,000	△ 310,000
事業活動支出計	55,080,000	55,460,000	51,315,000	4,145,000
事業活動収支差額	694,000	316,000	3,398,320	△ 3,082,320
II.投資活動収支の部				
1.投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	0
2.投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0	0
III.予備費支出	694,000	316,000	3,398,320	△ 3,082,320
当期収支差額	0	0	0	0
前期繰越収支差額		31,409,894	25,067,429	6,342,465
次期繰越収支差額		31,409,894	25,067,429	6,342,465

★ 印については概算予算時と変更あり

収 支 計 算 書

ライオンズクラブ国際協会330-A地区

(単位:円)

勘定科目	概算予算案	7/1～9/30収支	増 減
I.事業活動収支の部			
1.事業活動収入			
①地区会費	32,976,000	15,430,080	17,545,920
正会員	27,072,000	12,817,440	14,254,560
家族会員	1,152,000	440,640	711,360
クラブ割	4,752,000	2,172,000	2,580,000
②地区特別運営費	11,760,000	5,524,200	6,235,800
正会員	11,280,000	5,340,600	5,939,400
家族会員	480,000	183,600	296,400
③交付金	500,000	187,725	312,275
国際本部交付金	500,000	187,725	312,275
④諸収入	10,538,000	3,237,366	7,300,634
各種登録料	9,520,000	3,231,000	6,289,000
他会計振替額	1,000,000	0	1,000,000
預金利子	8,000	6,366	1,634
雑収入	10,000	0	10,000
事業活動収入計	55,774,000	24,379,371	31,394,629
2.事業活動支出			
①ガバナー運営費	6,700,000	3,477,025	3,222,975
ガバナー費	1,700,000	159,000	1,541,000
贈呈費	3,000,000	3,268,325	△ 268,325
弔意表敬費	100,000	0	100,000
複合地区等関係費	100,000	0	100,000
国際協会関係費	1,600,000	0	1,600,000
OSEALFORUM関係費	200,000	49,700	150,300
②会議等運営費	18,000,000	5,235,176	12,764,824
キャビネット会議費	10,000,000	4,409,274	5,590,726
委員会活動費	1,000,000	368,953	631,047
PR情報活動費	6,000,000	434,149	5,565,851
IT・HP関係費	1,000,000	22,800	977,200
会計処理調査費	0	0	0
③事務局管理費	30,380,000	7,187,333	23,192,667
事務局員給与	15,000,000	3,492,540	11,507,460
法定福利費	2,120,000	428,655	1,691,345
福利厚生費	100,000	0	100,000
交通費	600,000	129,060	470,940
通信費	800,000	154,401	645,599
印刷費	3,000,000	847,983	2,152,017
事務消耗品費	600,000	116,159	483,841
備品購入費	200,000	0	200,000
運賃・発送費	1,000,000	226,932	773,068
支払手数料	0	24,469	△ 24,469
OA機器費	1,200,000	267,498	932,502
家賃	4,800,000	1,200,000	3,600,000
営繕・清掃費	160,000	37,800	122,200
水道光熱費	600,000	158,375	441,625
雑費	200,000	103,461	96,539
事業活動支出計	55,080,000	15,899,534	39,180,466
事業活動収支差額	694,000	8,479,837	△ 7,785,837
II.投資活動収支の部			
1.投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2.投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0

ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区「eMMR-サバンナ管理規定」

2010 年 11 月 8 日制定施行

第 1 条（管理責任者）

330-A 地区「eMMR-サバンナ」の管理は、地区ガバナーがその任に当たり、全ての運用権限を持ち、システムの安全運用を図る。

第 2 条（運用権限）

1. 原則として地区ガバナーから任命を受けたキャビネット幹事がパスワードの設定・発行を行い、その代行をキャビネット事務局及び IT 委員長が担う。
2. 各人の取扱い権限は、以下の通りとする。
キャビネット書き込み権限；ガバナー、キャビネット幹事、事務局、IT 委員長
クラブ書き込み権限；会長・幹事・事務局
出欠書き込み権限；キャビネット構成員・キャビネット役員・クラブ事務局

第 3 条（個人情報）

1. 登録された会員情報は原則としてキャビネット事務局以外での使用を制限し、会員名簿作成等でのデータ使用の際には、その都度各クラブの承認を受けるものとする。
2. 各クラブ及び会員個人からのデータ利用の依頼については、これを認めない。
3. 会員の個人データは、キャビネットの運営及びガバナーが認める委員会活動以外に用いず、運用に際しては個人情報の保護に努めなければならない。
4. その他、開示する必要が生じた時点で、クラブを通してメンバーに確認する。

第 4 条（運用）

1. 運用に際しては、効率的なキャビネット運営という目的に照らして、有効に機能するよう、各年度によるキャビネットで弾力的な運用を図ることができる。
取り合えず原則は、以下の通りとする。
キャビネット閲覧権限（出欠以外）；副地区ガバナー・キャビネット会計・RC・ZC
クラブ閲覧権限（出欠以外）；クラブ会計
2. 代議員登録をこのシステムで行う時期は、公正な限られた人員で運用し、パスワードもこの期間に限り変更することを考慮すべきである。
3. 選挙に際し、各陣営に事前に代議員情報の漏洩無きよう充分注意をすること。

第5条（引継ぎ）

ガバナーエレクトは、ガバナー就任と同時に、全ての運用権限を引き継ぎ、管理責任者となる。

以上

3 3 0－A地区第57回年次大会議事規則（案）

1. 330－A地区第57回年次大会は、大会に参加した地区内、現・元国際協会役員及びクラブ代議員をもって構成する。キャビネット構成員は大会に参加し発言することはできるが、クラブ代議員でない限り投票することはできない。
地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会及びキャビネット委員会の委員長や副委員長が代議員でなかったり、代議員を辞退した場合でも、同委員会委員長及び副委員長は代議員会に立ち入ることができ、議長の許可を得て発言することができる。
2. 代議員のうちクラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、公式プログラムに記載された登録時間内に資格審査委員会に提出し、資格を確認されなければならない。
3. 大会議長(以下議長という)には地区ガバナー、大会副議長には第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナー、大会幹事にはキャビネット幹事、大会会計にはキャビネット会計がこれに当たる。
議長はその他の大会役員を任命する。
4. 議長は下記の委員会および分科会を設け、その委員長および副委員長(さらに、必要な場合は顧問)を任命する。
 - (1) 資格審査委員会
 - (2) 議事運営委員会
 - (3) 地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会
 - (4) 決議委員会
(ただし、議長は、決議委員会を次の分科会に分けることができる)
 - (ア) 政策・計画分科会
 - (イ) 経 理 分 科 会
 - (ウ) 会員関係分科会 (会員・会則、指導力育成、エクステンション・リテンション
女性参画・家族会員、綱紀指導)
 - (エ) I T 分科会
 - (オ) P R ・ 情 報 分 科 会
 - (カ) 国際関係分科会 (国際大会、L C I F、国際関係、モンゴル支援、国際理事)
 - (キ) 組織連携分科会 (ライオンズカード)
 - (ク) 環境関係分科会 (環境保全、緊急対策支援)
 - (ケ) 青少年育成関係分科会 (ライオンズクエスト、薬物乱用防止、Y E)
 - (コ) 福祉関係分科会 (社会障害者福祉、高齢者福祉、献血・骨髄移植推進、
献眼・献腎、難病対策特別支援)
5. 代議員及びキャビネット役員の委員会および分科会の所属は議長がこれを定める。
6. 各委員会及び分科会の委員長はその議事を主導し審議結果を大会に報告する。
7. 議決はすべて出席し投票した代議員全員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は議長の裁定するところによる。

8. 議案は、あらかじめ文書をもってキャビネットに提出する。キャビネットはそれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催2週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、大会に出席した全ての代議員の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。
9. 提案理由の説明および発言は、一人3分を超えてはならない。ただし、大会では議長、委員会及び分科会では委員長が特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。
10. 次期地区ガバナー、次期第1及び第2副地区ガバナーの選出は次の方法によるものとし、選挙は、地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会が管理する。
 - (1) 次期地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期地区ガバナーとする。
 - (ウ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条6(e)項が適用される。
 - (エ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
 - (オ) 同数得票の場合は、国際附則第9条7項により、解決する。
 - (2) 次期第1副地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期第1副地区ガバナーとする。
 - (ウ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条6(d)項が適用され、地区(単一／準／複合)の会則および付則に従って補充される。
 - (エ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
 - (オ) 同数得票の場合は、国際附則第9条第7項により、解決する。
 - (3) 次期第2副地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期第2副地区ガバナーとする。
 - (ウ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条6(d)項が適用され、地区(単一／準／複合)の会則および付則に従って補充される。
 - (エ) 同数得票の場合は、国際附則第9条第7項により、解決する。
 - (オ) 過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行う。
 - (カ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
11. 別に定めないかぎり、議事手続きはロバート議事規則による。

地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー選挙に関する規定（案）

第一章

第1条（規定の目的）

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条（選挙の管理）

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条（立候補の届出）

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条（代議員名簿）

1. 立候補者と選挙責任者は、連名にて選挙管理委員会に対して、所定の誓約書の交付と引き換えに住所録を付した当期の代議員名簿（電子媒体）の交付を求めることができる。
2. 立候補者・選挙責任者及び会員は、前項の代議員名簿を選挙の目的以外に使用してはならない。
3. 第1項の代議員名簿（電子媒体）は、選挙終了後、速やかに選挙管理委員会に返還しなければならない。

第8条（選挙責任者）

- 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
- 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
- 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第9条（選挙運動の禁止事項）

- 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させるべく働きかける行為を言う。2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせることを目的として次の行為をしてはならない。
 - （1） 選挙運動を、第4条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
 - （2） クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
 - （3） 自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - （4） 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与または、その約束をすること。
 - （5） 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - （6） 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
 - （7） 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。

- (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
- (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
- (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
- (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。
- (12) 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。
- (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
- (14) その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第10条（文書による運動）

- 1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
- 2. 文書による選挙運動としては、通常葉書（内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による）のみを発信することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第11条（違反に対する基本姿勢）

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第12条（違反に対する処置）

- 1. 選挙管理委員会は、第4条、第9条及び第10条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
- 2. 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえ、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。
- 3. 指名管理委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、選挙管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第五章

第13条（選挙公報）

- 1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して5日前までに選挙権のある会員に発送する。
- 2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
- 3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
- 4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第14条（公開討論会又は、立会演説会）

- 1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
- 2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
- 3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
- 4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第15条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第 16 条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第 17 条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位 2 名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第 18 条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は 20 人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第 19 条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第 20 条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第 21 条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第 22 条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めたときは、警告その他適當の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第 23 条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

附 則

第 1 条

1. この規定は、平成 11 年 11 月 26 日から施行する。
2. 平成 12 年 11 月 20 日一部改定。
3. 平成 13 年 11 月 16 日一部改定。
4. 平成 18 年 1 月 17 日一部改定。
5. 平成 18 年 4 月 22 日一部改定。
6. 平成 19 年 3 月 26 日一部改定。
7. 平成 20 年 11 月 18 日一部改定。
8. 平成 21 年 11 月 6 日一部改定。
9. 平成 22 年 11 月 8 日一部改定。

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名の場合は、規定第13条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

2011-2012年度 地区ガバナー、第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナー
代議員会における選挙に関する事項（案）

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第57回年次大会議事規則並びに地区ガバナー、副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

- (ア) 本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は_____名とする。
- (イ) クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員有資格者は_____名とする。

2. 代議員証

- (ア) 上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (イ) 代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席／登録

- (ア) 代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ) 代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ) 登録受付時間は、9時00分より9時50分までとする。
- (エ) 代議員会は、10時10分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので9時50分までには登録手続きを済ませること。
9時50分には、登録受付は停止する。
代議員会場入口は、10時00分に閉鎖する。
- (オ) (エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ) 代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

4. 代議員会場

- (ア) 会場では予め指定された、各分科会席に着席する。
- (イ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー・第1／第2副地区ガバナー・指名選挙委員会」の構成員は代議員会に立ち入ることができる。
- (ウ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが、資格審査委員会、議事運営委員会、決議委員会、年次大会事務局、年次大会部会の各構成員は、議長の承認の下、代議員会に立ち入ることができる。
- (エ) 代議員以外の代議員会立ち入り者は、議長の許可を得て発言することができる。

5. 公開討論会または立会演説会

- (ア) 投票日は、年次大会当日とする。
- (イ) 立候補者が複数の時、公開討論会または立会演説会を1回以上実施する。
- (ウ) 「地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー・指名選挙委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。

- (エ) 公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

- (ア) 議長は、次期ガバナー立候補者、次期第1副地区ガバナー立候補者、次期第2副地区ガバナー立候補者を会場において紹介する。
- (イ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
- (エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。
ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る。
- (オ) 次の投票は無効とする。
- ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ その他「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の判定困難なもの
- (カ) 投票は「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」が管理する。
- (キ) 各候補者は所属クラブ1名及び候補者の推薦する1名の代議員でない立会人を指名し、選挙管理委員会の承認の下、開票に立会うことが出来る。
- (ク) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたとき、投票終了を宣言し直ちに開票を始める。
- (ケ) 投票の立会人は、開票に立会うことが出来る。
- (コ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見る事が出来る。
- (サ) 過半数の得票の候補者を当選とする。
ここで過半数とは(オ)①～⑤で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (シ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。
再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (ス) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (セ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのビラまき、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する一切の行為を禁止する。

7. 結果発表

- (ア) 投票の結果発表は、再開代議員会において議長が行う。

以 上

2010年12月 日

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区
クラブ会長・幹事各位

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区
第57回年次大会
大会会長・地区ガバナー
河合悦子
大会委員長 L 野村栄樹

330-A地区第57回年次大会・一括書類送付について

2011年4月23日（土）東京プリンスホテルにおいて開催の『330-A地区第57回年次大会』に関する一括書類をご送付致しますので、メンバー各位にご通知いたしますようお願いいたします。

年次大会関係書類は各クラブに1部ずつお送りいたしますので、必要に応じメンバー各位に、ご回覧又はコピーを配布くださるようお願いいたします。
なお、パンフレットは後日送付いたします。

ライオネスクラブ、レオクラブのスポンサークラブにおかれましては、併せてライオネスクラブならびにレオクラブのメンバー各位を年次大会へお誘いいたしますようお願いいたします。

※一般会員参加申し込み手続きは、
お手数でも貴クラブ分をお取りまとめ頂き、eMMR-サバンナにてご登録下さい。
最終申込は3月31日（木）を締め切りといたします。
また同日以降のキャンセルが生じた場合は、貴クラブにて費用のご負担をお願いいたします。

同文送付先： 前地区ガバナー、第1・第2副地区ガバナー、キャビネット正副幹事・会計、
リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、各委員会委員長、
会計監査委員、第57回年次大会委員会、ライオネスクラブ会長、レオクラブ
会長

2010年12月 日

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区
ク ラ ブ 会 長 ・ 幹 事 各 位

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区
第57回年次大会

大会会長・地区ガバナー

河 合 悦 子

大会委員長 L 野 村 栄 樹

『330-A地区第57回年次大会』参加についてのご説明とご依頼

「330-A地区第57回年次大会に関する書類」をご送付いたします。

4月23日（土）の本年次大会では、「代議員会」（次期地区ガバナーおよび第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための投票、各分科会審議、大会決議）その後「大会式典」「懇親会」が行事予定として開催されます。

※レオ・ライオネスクラブ会員、並びに会員以外の一般参加者(ライオン以外)のみ添付の『330-A地区第57回年次大会「式典」「懇親会」登録票』にてご提出願います。

※今年度は参加者数を下記表のように予定致しております。

各クラブのご協力を宜しくお願い申し上げます。

日 時	プログラム	参加資格	登 録 料	参 加 者 予 定 数
4月23日（土） 東京プリンスホテル	<u>代議員会総会</u> 次期地区ガバナー および第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出 各分科会審議 大会決議	代議員	10,000円 (大会式典登録料を含む)	<u>約540名</u> 国際会則付則第9条 第3項に基づき 1年1日以上在籍の 会員10名当たり 1名 (端数の場合は過半数)
4月23日（土） 東京プリンスホテル	<u>大会式典</u>	一般会員、 レオ・ライオ ネス並びに 同伴者	5,000円	<u>約1,250名</u> 例会振替等により大勢 のメンバーの参加をお 願いいたします。
		家族会員 (親会員除く)	2,500円	
4月23日（土） 東京プリンスホテル	<u>懇親会</u>	代議員、 一般会員、 家族会員、 レオ・ライオ ネス並びに 同伴者	10,000円	<u>約330名</u> 楽しい企画を 考えております。

※本年次大会が成功裡に開催されますよう、多数のご参加をよろしく願いいたします。

2010年12月 日

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区
ク ラ ブ 会 長 ・ 幹 事 各 位

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区
第57回年次大会
大会会長・地区ガバナー

河 合 悦 子
大会委員長 L 野 村 栄 樹

330-A地区第57回年次大会「各クラブ代議員氏名」登録について

4月23日（土）に開催の330-A地区第57回年次大会の代議員について、下記要領により **eMMR-サバンナ** にてその氏名のご登録をお願いいたします。

記

- (1) 地区年次大会は、地区ガバナー、その他の地区内国際役員、元国際理事、前・元地区ガバナーおよびクラブから正式に派遣される代議員をもって構成されます。
- (2) 代議員派遣定数の算定について
 - ① 単一クラブより正式に派遣される代議員の定数は、少なくとも1年と1日クラブに在籍しているメンバー10名当たり1名の割合とし、端数は過半数とします。
例) …45名の会員の場合は5名の代議員となります。
正代議員欠席の場合は、補欠の方のご出席をお願いいたします。

2010年3月1日以降に入会又は転入されたメンバーが在籍する場合は、代議員派遣定数の算定の際、1年と1日クラブに在籍しているメンバー数にカウントしないようご注意ください。
 - ② 派遣される代議員の在籍年数は1年と1日以上です。
 - ③ 会員数は国際会則に「大会開催前月1日付国際本部の記録に示された」と規定されておりますので、2011年3月1日時点の予想会員数より算定してください。
なお、この期間中に結成された新クラブは、3月4日(金)までに必ずご連絡ください。
改めて追加調整いたします。
- (3) 各クラブより派遣される代議員の登録については、クラブ会長を優先してご登録のお願いをいたします。なお、キャビネット構成員（RC、ZC、委員長）は代議員総会及び分科会の委員長、副委員長等をお願い致しますので、できるだけ代議員のご登録をお願いいたします。

地区の大会において代議員となれる会員の種類は、正会員、終身会員（正会員の義務を果たしている場合）、優待会員となっております。
そのうち、(3)に該当する方々を優先してご登録をお願いいたします。

- (4) 「大会議事規則第5項」の規定により代議員の委員会および分科会の所属は、議長がこれを定めることになっていますが、各クラブよりの代議員氏名はeMMRーサバンナにより、希望の分科会欄にご登録ください。

なお、案件、分科会の定数、会場その他の都合により、お申込みの通りにならない場合もありますので、予めご了承ください。

※元ガバナー、RC、ZC、委員長についてのご登録は、別紙の通りの各分科会にご登録をお願いいたします。(別紙は発信の際に添付いたします)

※複数名の代議員登録については、ご登録分科会が重複しないようお願いいたします。

- (5) 提出議案のあるクラブは、審議される分科会に提案説明者を必ず代議員として、登録してください。

- (6) 代議員登録は、eMMRーサバンナをご使用ください。

2011年2月21日(月)締め切りで、ご登録願います。

- (7) 締切日までに登録した代議員については、資格審査委員会において資格を確認し「代議員証」を各クラブ会長あて送付しますので、クラブ会長は署名のうえ、各代議員にお渡しください。

代議員各位は出席の際、必ず受付で再確認を受けてください。

〔代議員数算定手順_参考〕

- ① 2011年3月1日時点の予想会員数にて 1年と1日在籍の会員数を算定する。

↓

- ② その内、10名につき1名の人数を算定する。

↓

- ③ クラブ内に地区ガバナー、元地区ガバナーが在籍されている場合は、その人数を加える。

① 3/1 時点で1年と1日 在籍人数	② その内、10人につき1名の 選出可能な代議員数	③ ガバナー、元地区ガバナー が在籍の場合は、その人数	選出代議員数
0名～14名	1	1	2
15名～24名	2	2	4
25名～34名	3	0	3
35名～44名	4	0	4
45名～54名	5	0	5
55名～64名	6	0	6
65名～74名	7	0	7

例
例

国際会則付則第9条 地区大会及び選挙 第3項に基づき、

※ 新しく結成されたクラブからも代議員を1名派遣することができます。

※ 10名に満たないクラブからも代議員を1名派遣することができます。

2010年12月 日

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区
ク ラ ブ 会 長 ・ 幹 事 各 位

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区
第57回年次大会

大会会長・地区ガバナー

河 合 悦 子

大会委員長 L 野 村 栄 樹

330-A地区第57回年次大会・代議員会提出議案
2011～2012年度330-A地区アクティビティ・スローガン募集
各クラブ『物故会員』連絡のお願い

本年度の地区年次大会（4月23日・土）における代議員会において、審議される議案の提出と次年度の地区アクティビティ・スローガンの募集ならびに各クラブ『物故会員』の報告を下記の要領で行いますのでご提出ください。

〔A〕代議員会・提出議案関係

- (イ) 議案提出締切日：2011年2月25日（金）キャビネット事務局必着のこと。
- (ロ) 提出をいただいた議案は、「年次大会議事規則」に基づき、キャビネットで年次大会に相応しいものを検討整理し、それぞれの「分科会」に提案致します。
- (ハ) 内容が同種類の議案は、整理統合いたします。
- (ニ) 議案によっては、地区からの回答形式とする場合もあります。
- (ホ) 提出議案の内容については、年次大会に相応しいものを提出してください。
- (ヘ) 提案クラブは別紙用紙に記入の上、必ず提案理由説明者の代議員氏名を明記してください。
- (ト) 提案に必要な資料のある場合は、添付提出してください。
- (チ) 提出議案は、すべて規定の用紙を使用したものに限ります。
- (リ) 下記の表を参照して提出分科会を決めてください。

330-A地区委員会・分科会構成	
委員会	①資格審査委員会 ②議事運営委員会 ③地区ガバナー及び第1・第2副地区ガバナー指名・選挙委員会 ④決議委員会（決議委員会統括委員会）
分科会	ア. 政策・計画分科会 イ. 経 理 分 科 会 ウ. 会員関係分科会（会則・会員、指導力育成、エクステンション・リテンション、女性参画・家族会員、綱紀指導） エ. I T 分 科 会 オ. P R ・ 情 報 分 科 会 カ. 国際関係分科会（国際大会、LCIF、国際関係・モンゴル支援、国際理事） キ. 組織連携分科会（ライオンズカード） ク. 環境関係分科会（環境保全、緊急対策支援） ケ. 青少年関係分科会（ライオンズクエスト、薬物乱用防止、YE） コ. 福祉関係分科会（社会障害者福祉・高齢者福祉、献血・骨髄移植、献眼・献腎難病対策支援特別）

〔B〕 アクティビティ・スローガン関係

- (イ) スローガンは、提案理由を記入してください。
- (ロ) スローガンは、クラブ選択のうえ、提出される場合でも1クラブ1案件とさせていただきます。
- (ハ) アクティビティ・スローガンの提出締切日は、
2011年2月25日（金）キャビネット事務局必着です。

〔C〕 各クラブ『物故会員』連絡関係

4月23日（土）に開催の330-A地区第57回年次大会において、地区内の物故会員名を報告致しますので、下記により別紙用紙でご連絡ください。
なお、該当しない場合も「無し」とご記入の上ご返信ください。

- 〔1〕 対象期間 ： 2010年2月1日～2011年1月31日
- 〔2〕 締切期限 ： 2011年2月25日（金）
- 〔3〕 提出先 ： 330-A地区キャビネット事務局